

千葉市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

千葉市長 鶴 岡 啓 一

千葉市規則第 65 号

千葉市保健所長委任規則の一部を改正する規則

千葉市保健所長委任規則（平成 12 年千葉市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 項第 2 号中「第 9 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改め、同項第 13 号中「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 12 号中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同号を同項第 16 号とし、同項第 11 号中「第 5 条」を「第 7 条」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項中第 10 号を第 14 号とし、同項第 9 号中「第 32 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 8 号中「第 31 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 7 号中「第 30 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 6 号中「第 14 条第 3 項及び第 4 項」を「第 18 条第 4 項及び第 5 項」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 5 号中「第 13 条」を「第 15 条」に改め、同号を同項第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- （ 8 ）法第 16 条第 1 項の規定による温泉利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認に関すること。
- （ 9 ）法第 17 条第 1 項の規定による温泉利用の許可を受けた者の相続の承認に関すること。

別表第 6 項第 4 号中「第 9 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「第 9 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- （ 3 ）法第 6 条第 1 項（法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請の受理及び知事への送付に関すること。
- （ 4 ）法第 7 条第 1 項（法第 11 条第 2 項において準用する場合を含

む。) の規定による土地の掘削の許可を受けた者の相続の承認の申請の受理及び知事への送付に関する事。

別表第 1 1 項第 2 号中「第 1 条」を「第 3 条」に改め、同項第 3 号中「第 3 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同項第 5 号中「第 5 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同項第 7 号中「第 6 条第 5 項」を「第 9 条第 5 項」に改め、同項第 8 号中「第 7 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

別表第 1 2 項第 2 号中「第 1 条」を「第 3 条」に改め、同項第 3 号中「第 3 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同項第 5 号中「第 5 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同項第 7 号中「第 6 条第 5 項」を「第 9 条第 5 項」に改め、同項第 8 号中「第 7 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

別表第 1 5 項中「法」という。) 」の次に「、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法（以下この項において「旧法」という。）」を加え、同項中第 53 号を第 61 号とし、同項第 52 号中「第 5 条の 8」を「第 5 条の 13」に改め、同号を同項第 60 号とし、同項第 51 号中「第 5 条の 7」を「第 5 条の 12」に改め、同号を同項第 59 号とし、同項中第 50 号を第 58 号とし、第 47 号から第 49 号までを 8 号ずつ繰り下げ、同項第 46 号中「に療養病床を設けた者に係る」を「の病床数等の」に改め、同号を同項第 54 号とし、同項中第 45 号を第 53 号とし、第 44 号を第 49 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

（50）旧法第 51 条第 1 項の規定による決算の届出の受理及び送付に関する事。

（51）旧法第 56 条第 2 項及び第 3 項の規定による残余財産の処分の認可に係る申請の受理及び送付に関する事。

（52）政令第 3 条の 3 の規定による診療所の病床数等の届出の受理に

関すること。

別表第 15 項中第 43 号を第 48 号とし、第 42 号を第 47 号とし、第 41 号を削り、第 40 号を第 46 号とし、第 39 号を第 45 号とし、第 38 号を第 44 号とし、第 37 号を削り、第 36 号を第 43 号とし、第 35 号を第 42 号とし、同項第 34 号中「第 51 条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に、「決算」を「同項各号に掲げる書類」に改め、同号を同項第 41 号とし、同項中第 33 号を第 40 号とし、第 32 号を第 39 号とし、第 31 号を第 38 号とし、第 30 号を第 36 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(37) 法第 46 条の 4 第 3 項第 4 号の規定による監事の報告の受理及び送付に関すること。

別表第 15 項中第 29 号を第 35 号とし、第 28 号を第 34 号とし、同項第 27 号中「第 30 条の 7」を「第 30 条の 11」に改め、同号を同項第 32 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(33) 法第 42 条の 2 第 1 項の規定による社会医療法人の認定に係る申請の受理及び送付に関すること。

別表第 15 項中第 26 号を第 31 号とし、第 17 号から第 25 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同項第 16 号中「第 12 条の 2」を「第 12 条の 2 第 1 項」に改め、同号を同項第 20 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(21) 法第 12 条の 2 第 2 項の規定による報告書の内容の公表に関すること。

別表第 15 項中第 15 号を第 19 号とし、第 10 号から第 14 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同項第 9 号中「第 7 条の 2 第 5 項」を「第 7 条の 2 第 6 項」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項中第 8 号を第 12 号とし、第 7 号を第 11 号とし、同項第 6 号中「療養病床の設置及び療養病床の」を「病床の設置及び」に改め、同号を同項第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による措置の命令に関すること。

別表第 15 項中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

- (4) 法第 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による報告の受理及び知事への送付に関すること。
- (5) 法第 6 条の 8 第 1 項の規定による当該広告を行った者からの報告の徴収及び当該広告を行った者の事務所への立入検査に関すること。
- (6) 法第 6 条の 8 第 2 項の規定による当該広告を行った者に対する当該広告の中止又は是正の命令に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 6 項の改正規定は、平成 1 9 年 1 0 月 2 0 日から施行する。